

【 令和6年度第4回中標津町自治推進会議報告 】

日 時：令和6年11月20日（水）19:00～20:50

場 所：中標津町役場 3階 301会議室

出席者：10名（中標津町自治推進会議委員5名、ファシリテーター1名、事務局4名）

傍聴者：なし

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 会 長 挨 拶
- 3 議 題

[進行：東田ファシリテーター]

町民憲章 唱和



(昭和40年7月1日制定)

わたしたちは、朝夕気高い武佐岳を仰ぎ、標津川の流れとともにひらけゆく中標津の町民です。

はてしない緑の原に、先人のきびしい開拓のあとをしのび、その心をうけて、みんなの力で明るい豊かなまちをつくるために、この憲章をさだめます。

- 1 からだをきたえ、しあわせな家庭にしましょう。
- 1 誇りをもって働き、豊かなまちにしましょう。
- 1 きまりを守り、明るいまちにしましょう。
- 1 自然を愛し、美しいまちにしましょう。
- 1 教養を高め、よりよい文化を育てましょう。

- (1) スケジュールの確認について
- (2) 「答申書」について
- (3) 「条文」改正や「解説書」の修正について
- (4) 自治の担い手との対話について
- (5) 学生（高校生）の参加について
- (6) 自治の広報やPRについて

- 4 閉 会



<配付資料>

- ① 補足資料：中標津町自治基本条例見直しに関する答申書（平成29年10月）
- ② 補足資料：中標津町自治基本条例見直しに関する答申書（令和3年10月）
- ③ 補足資料：令和6年9月定例会一般質問（自治基本条例における町内会条項の強化を）

<会議結果報告>

(1) スケジュールの確認について

東田ファシリテーター

前回の振り返りと今日の議題の確認、模造紙のスケジュールについて確認する。

前回議案「町民ファシリテーター登録制度」については、事務局からの協定書の説明後、N - CAN の体制強化など含めて検討し、N - CAN と町民ファシリテーターとの間で再度話し合うことになっているので、しばらくの間据え置くこととなった。

「学生の参加」については、高校は役員改選が延期になっているため、意見交換で進めるのか、高校生や専門学校生のイベントなどに参加するのか、今後も継続して話し合う。

「自治の広報やPR」については、看板作製という手もあるが、電光掲示板での可能性を探るということで、事務局に経費について調べてもらったので後ほど説明を受ける。

「自治の担い手との対話」については、高校生や外国人が候補に挙がっている、これら全部と対話するのか、どのようなプログラムにするのか等について、11月の会議で話し合うとしていた。

令和3年の見直し時、この解説書を全面チェックし見直した。このためワーキングも含め30回位話し合った。条文や解説書の読み込みや、町議会議員と全町連役員との対話については、ギリギリでなく余裕を持って進めたい。

答申書のイメージが不明という意見があり、各委員には答申書を読み込んでいただきたいので、前回の答申書（令和3年10月答申）と、さらにその前の答申書（平成29年2月答申）を事務局から各委員あて送ってもらった。

(2) 「答申書」について

東田ファシリテーター

答申書を読んでみる。

平成29年2月の答申書では、「2 中標津町自治基本条例の見直しの必要性」の中で「検討した結果、特に修正、変更の必要はない」という結論に達したとした上で、自治の基本原則である「情報共有」「町民参加」「協働」を推進すべき、また中標津町自治基本条例を多くの町民に浸透させる取り組みを検討する必要があるとしている。

令和3年度の答申書においては、条文を見直す事項として、選挙年齢と民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることの法律改正があったことに伴い、第8条で「満20歳未満の青少年及び子供」という文言を「青少年及び子供」に見直すよう答申で求めた。

また、「引き続き検討を行っていただきたい課題」として前回の見直し時と同様に「情報共有」「町民参加」「協働の推進」について、引き続き検討を行っていくことを課題として意見し、「その他」として解説書の全体的な見直しを早急に行う必要があるとした。

このため、自治推進会議としては担当を決めて、解説書について一字一句精査し見直し作業を実施した。

本間会長

当時、個人的には条文自体も見直すつもりでいたのが、結果的には条文自体には特に変えることがなく、解説書についてはいくつも手直しをした。



東田ファシリテーター

先の答申書見直し時に、委員全員で解説書をじっくり読み合わせして直した経緯があるので、今度は全体を見るときも前回よりは楽だろうと見込んでいる。

委員

前回のようによく読み合わせして進めるのではなく、「あなたはここからここまでを担当する」というように宿題形式にしてみてもどうか。

東田ファシリテーター

今一度2つの答申書を熟読し、各自イメージをつかんでおくこと。

(3) 「条文」改正や「解説書」の修正について

(4) 自治の担い手との対話について

東田ファシリテーター

令和6年議会9月定例会の一般質問において、松村議員から自治基本条例に関する質問がなされたということで、事務局から説明願う。

事務局

松村議員から「自治基本条例における町内会条項の強化を」として質問がなされ、町長から「令和8年度の答申に向け自治推進会議で議論する」と答弁している。

※詳しい内容については、中標津町議会のホームページ掲載の記事を関係分のみ抜粋した補足資料を参照



東田ファシリテーター

解説書では、17頁の第4章 町内会及び町民活動団体 第15条になる。

この町内会と町民活動団体の条項は、当時自治推進会議としても「町内会」と「町民活動団体」に分けて規定すべきかどうか議論した。

町内会については確かに強化したい気持ちはあるが、この条文にどれだけのことを書けるかということで話し合い、結果的に町内会は任意団体であり、町の機関や下部組織ではないので、この条例に例えば「町民は必ず町内会に加入すること」といった条文を書くことはできないという結論になり、町の条例の条文として、これ以上のことは書けないということになった。

ただ、制定当時全国の自治基本条例において、条文に「町内会」を入れたのは、中標津町が初めてだったと言われている。

今後は、改正なのか町民生活部での政策強化を期待するのかについて、町内会や議会に聞いてみないと判断できないので、対話をすべきかどうか検討する。

東田ファシリテーター

自治の担い手として、誰と対話するかについて、先の会議で外国人と対話するという意見が出ていたが、解説書6頁の第2条（用語の定義）において、「町民」の規定がある。

この時点で日本語学校開設の話があったので、先取りで解説書に外国人にも触れている。

本間会長

外国人が自主的に町内会に入った例もあり、学校が間に入って地域に加入した例もあるので、加入した側と受け入れた側の話聞きに行くのはどうか。

東田ファシリテーター

その他「条文」改正や「解説書」の修正について、検討すべきことはあるか。

委員

例えば、自治の評価ができれば、その結果をもとに「関係する条文の言葉はきれいだが、実際には実現は難しいのでは」といった判断ができるのでは。

委員

解説書30頁、第33条第4項で「行政評価の実施に関して必要な事項は、別に定めます。」と規定しているが、これは既に定まっているのか。

事務局

行政評価実施要綱が定まっている。

東田ファシリテーター

次の会議に、その要綱を配付願う。

また、評価については町の行政評価を中心に、今あるものを使って判断する。

なお、先の会議で意見のあった自治推進会議に議員さんを入れるということは成り立つものなのかどうかについて、事務局から説明いただく。

事務局

地方自治法質疑応答集の中に「議員を各種委員会の委員にすることの可否」というものがあり、違法ではないが、議決機関の構成員たる議員を執行機関の付随機関の構成員とすることは、自治制度の根本理念に反することとなり不相当とされている」と回答されていた。

東田ファシリテーター

私の実体験として、ある市の都市計画審議会の委員として参加していた時のことであるが、同審議会には市の議員から委員として参加していて、議員さんは出身の地域に関する都市計画分野を特に推してくることがあった。私は市民代表ということで参加しているので制止することができるが、都市計画審議は不動産売買に関係してくることなので利害関係の影響が大きいことから、議員の委員の発言が残念だと思う場面もあった。

したがって、議会と行政とはそれぞれ独立した機関であることを考えると、議員さんの話を聴取することができていれば、特に自治推進会議に議員に参加いただく必要はないかもしれない。ただ、議会がもっと開かれて、町議さん自身の自治意識が高まっていれば、参加いただいてもいいのかもしれない。

答申が終わり、新体制になる時に「やはり町議さんを入れた方がいいという」意見が出れば、その時にまた議論すればいいと思う。

委員

議員さんは議員さんで勉強しているものと思われるので、議員さんに聞きに行くことは必要だと思う。新しい議員さんも入っているので、何か新しい感覚が得られるかもしれない。

ある企業の方に、自治基本条例について話したら「なんだそれ？」という返答があった。基本条例に「町民が基本条例を把握すること」という条文を加えることは可能か。

本間会長

令和3年度の答申2頁「引き続き検討を行っていただきたい課題」の①「情報共有」に「行政及び議会は広報紙やホームページ…など、多様な媒体により積極的に情報の発信に努めています。全ての町民にその情報が行き渡っているか」という疑問が残り、理由として情報を受け取る側の町民も自ら情報を取得する姿勢が欠けていることが推察される…」と記載されている。

ただ、自治基本条例においては、町民の義務に関することは比較的緩く規定されている。当初「議会の責務」「議員の責務」「行政の責務」「職員の責務」と規定があるように「町民の責務」を規定するかどうか議論したが、見送った経緯がある。

東田ファシリテーター

「町民の責務」については、他の市町村の条例を調べるとともに、検討することとする。

これらの議案について、令和7年度の会議の回数は3回でできるか、6回は必要か。

委員

6回は必要だと思うが、委員及び事務局の負担軽減のため、会議の開始時刻を早めることはできないか。

(※出席した各委員の都合を確認)



東田ファシリテーター

6回は必要だと思うので、私が1月の会議までに大まかなスケジュールを作る。

自治推進会議の会議の時間帯にあっては、おおむね事前に連絡があれば出席できるという意見のようなので、13:00~15:00としたい。

なお、議員さんや町内会へのヒアリングは、相手の都合があるので、それぞれ別に設定する。

(5) 学生（高校生）の参加について

(6) 自治の広報やPRについて

東田ファシリテーター

「学生の参加」については、高校については役員改選が延期になっており、体制が整うのを待っている状態なので、次回に話し合う。

また、「自治の広報やPRについて」については、前回電光掲示板を使ってはどうかという意見があり事務局で料金を調べていただいたので、その報告をお願いします。

事務局

大通南1丁目の信興商事（アパマンショップ中標津店）の電光掲示板（デジタルサイレージ）料金について調べた結果、広告料金は1枠15秒の3ヶ月契約で72,600円（月換算24,200円）だということが分かった。ただし、官公庁や・各種団体（町内会など）にあっては半額で提供するとのこと。

本間会長

看板（※「自治やっていますか？」という看板を通りに立てるという案）については、当初高校生からいい提案だと思ったが、その後高校生の話を聞き返してみたところ、「それはあくまでも例として述べただけで、お勧めする案ではない」と話していたので、この場で確認しておく。

東田ファシリテーター

自治の広報やPRについては、看板・電光掲示板・自治フォーラム開催も例の一つとして、どうすればいいのかについて次回検討する。

(6) その他

東田ファシリテーター

その他として、次回以降の日程は、第5回会議は1月の17日（金）13:00から、第6回会議は3月18日（火）13:00から開催します。場所は追って事務局から連絡する。

また、事務局から委員の推薦の依頼がありましたので説明を。

事務局

第7期中標津町総合計画後期基本計画策定及び次期総合戦略策定に係る委員推薦について、自治推進会議から1名推薦願いたい。

委員の推薦にあたっては、当町の人口減少の主な要因が若者・女性の流出である点や、町の若者活躍・女性活躍を推進する観点から、40代以下の若年層や女性の委員推薦にご配慮いただきたいとのことをお願いしたい。なお、会議は原則平日の夜開催を予定しており、第1回会議は令和6年12月19日（木）19時開催を予定している。

(※出席した各委員で検討)

東田ファシリテーター

自治推進会議からは、本間会長を推薦することに決定した。

<閉 会>



まとめ

(2) 「答申書」について

- ・2つの答申書を熟読して、各自イメージをつかんでおく
- ・次回も答申書を持参してほしい。

(3) 「条文」改正や「解説書」の修正について

- ・改正や修正が必要な部分を検討する
- ・担当を決めて、宿題方式が良いのか？も検討する。

→次回参考資料として「行政評価実施要綱」を事務局から配付

(4) 自治の担い手との対話について

- ・議員さんを自治推進会議の委員とするのは自治の根本理念に反する

→違法ではないことから、自治推進会議の次回委員の再編時に再検討

- ・対話の相手候補：町議会議員（特に町内会部分の記載に対して、議員からの質問有）、全町連役員（特に町内会部分の記載）、高校生、外国人

→対話の相手及びプログラムについて、継続して検討

(5) 学生（高校生）の参加について

- ・高校生が役員改選延期につき、体制が整った段階で話し合う

(6) 自治の広報やPRについて

- ・看板・電光掲示板・フォーラムも例のひとつとして継続検討

(7) その他

- ・今後の自治推進会議の開催は、負担軽減のため日中の開催とする

- ・第5回会議：令和7年1月17日（金）13時から ※場所は後日連絡

- ・第6回会議：令和7年3月18日（火）13時から ※場所は後日連絡

- ・政策推進課から自治推進会議あてに第7期中標津町総合計画後期基本計画策定及び次期総合戦略策定に係る委員推薦の依頼について検討

→自治推進会議からは、本間会長を委員として推薦する